Pick Up INFO

会計課からのお知らせ

とっても便利！

令和３年度から市税等の「コンビニ納付・アプリ決済」が可能に

市税等の納付の利便性向上のため、令和３年度から、コンビニでの納付やスマホアプリを用いた納付ができるようになります。納期限内であれば、24 時間いつでもどこでも納付することができ、納付する際の手数料もかかりません。市役所や金融機関の窓口では、これまでどおり、現金での納付になります。

バーコードが目印！

納付できる市税等

- 市県民税（個人住民税）
- 固定資産税
- 軽自動車税種別割
- 国民健康保険税
- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 保育所利用料
- 住宅使用料

利用できるコンビニ

- ファミリーマート
- セブンイレブン
- ローソン

等の全国のコンビニで納付可能　※その他利用可能店舗は納付書の裏面をご覧ください

利用できるスマホアプリ

- PayB
- 楽天銀行
- LINEPay
- PayPay
- 銀行 Pay（ゆうちょ Pay 等）
- auPAY

※事前にアプリのインストールと口座登録またはチャージが必要です。
※アプリで行った取引は取消すことはできません。
※各アプリの使用方法は、各サイトでご確認ください。
※領収証は発行されません。各アプリにて利用明細等をご確認ください。

■利用できない納付書

- ●バーコードの印字がないもの　●バーコードが汚損などにより読み取れないもの
- ●金額を訂正したもの　●１件（納付書１枚）当たり 30 万円を超えるもの（auPAY は 25 万円まで）
- ●納期限が過ぎ、既に督促状が発行されたもの
  （督促状ハガキを利用してください。督促状ハガキは納期限まで利用できます。）

■注意事項

- ●令和３年４月１日以降に発行する納付書で、バーコード印字があるものが対象です。
- ●バーコード印字のない納付書やコンビニ・スマホアプリを利用できない納付書は、これまでどおり、市役所か金融機関の窓口で納付してください。
- ●特別徴収の場合はご利用できません。
- ●納税証明書への反映には２週間ほどかかりますのでご注意ください。
- ●納付の際には納付書記載の期別と納期限をご確認のうえ、間違いのないように納付してください。

問 会計課会計係☎内線134

令和３年度から介護保険が変わります！

介護保険制度は、３年に一度制度改正が行われています。令和３年度は改正の年となり、様々な見直しが予定されていますので、その概要をお知らせします。

１. 介護保険料の変更

第８期介護保険事業計画の策定及び、介護事業所における介護従事者の処遇改善、感染症対策の費用を見込み、国が定める介護報酬が 0.7％増となったこと等により、全ての方の介護保険料が変更となります。詳細は下表をご覧ください。

２. 所得指標の改正

下表第７段階から第９段階の方の介護保険料の基準所得額が変更になります。

３. 介護報酬の改定

国が定める介護報酬が変更（0.7％増）となりました。そのため、介護サービスを利用する際の本人負担も変わります。

４. 介護保険料の納付方法追加

令和３年度から、普通徴収（納付書納付）に係る介護保険料が、コンビニエンスストアとスマートフォン決済でも納付できるようになります。なお、金融機関での取り扱いもこれまでどおり可能となりますので、詳細は納付書の裏面でご確認ください。

※特別徴収（年金からの天引き）で保険料を納めていただいている場合は、介護保険法第 135 条の規定により納付方法の変更はできませんのでご了承ください。

◎問い合わせ先
保健課介護保険係　☎内線 123・128

▼介護保険料新旧対照表

段階	対象者	新保険料	旧保険料
第１段階	非課税世帯で、生活保護か老齢福祉年金の受給者	22,320 円	20,520 円
	非課税世帯で、合計所得金額＋本人の年金収入額が 80 万円以下の人		
第２段階	非課税世帯で、合計所得金額＋本人の年金収入額が 120 万円以下の人	37,200 円	34,200 円
第３段階	非課税世帯で、合計所得金額＋本人の年金収入額が 120 万円を超える人	52,080 円	47,880 円
第４段階	本人非課税で、世帯に課税者がいる、合計所得金額＋本人の年金収入額が 80 万円以下の人	66,960 円	61,560 円
第５段階	本人非課税で、世帯に課税者がいる、合計所得金額＋本人の年金収入額が 80 万円を超える人	74,400 円	68,400 円
第６段階	本人課税で、本人の合計所得金額が 120 万円未満の人	89,280 円	82,080 円
第７段階	本人課税で、本人の合計所得金額が 210 万円未満の人（旧基準：200 万円未満）	96,720 円	88,920 円
第８段階	本人課税で、本人の合計所得金額が 320 万円未満の人（旧基準：300 万円未満）	111,600 円	102,600 円
第９段階	本人課税で、本人の合計所得金額が 320 万円以上の人（旧基準：300 万円以上）	126,480 円	116,280 円

※「合計所得金額」とは、次の２点が反映された額をいいます。
①長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除後の金額
②第１段階から第５段階までは、課税年金に係る雑所得の控除後の金額

※第１段階から第３段階の方については、令和２年度に引き続き、消費税増税による低所得者の保険料軽減強化による保険料の軽減が行われております。（表に記載されている保険料は軽減後の額になります）